

泉大津市路上喫煙の防止に関する条例（素案）
に対するパブリックコメントの結果について（報告）

1. 募集期間：令和6年10月1日（火）～令和6年10月31日（木）
2. 募集方法：環境課へ持参、郵送、ファクス、メール、閲覧場所に設置の回収箱への投函
3. 提出人数：23人（内訳 市内13人、市外7人、不明2人、事業者1社）
4. 意見提出件数：44件（内訳 市内19件、市外14件、不明4件、事業者7件）
5. 意見概要及び市の考え方

第1条（目的）関係（市内2件、市外2件、事業者1件 計5件）

意見の概要	市の考え方
<p>喫煙者が犯罪者であるかのような印象を与える恐れがある。多くの喫煙者は適切な場所で喫煙を行っており、合法的な製品を購入し消費している市民です。条例の目的が路上喫煙による影響を防止することであるならば、喫煙者を不当に扱うことなく、バランスの取れた表現が求められる。</p>	<p>本条例（素案）の趣旨につきましては、喫煙行為自体を否定するものではなく、一定の喫煙マナーにより、喫煙をする人としていない人がお互いに心地よく安全かつ安心で健康な生活を送っていただくことが重要だと考えております。</p>

第2条（定義）「路上喫煙」関係（市内3件、市外5件、不明1件、事業者2件 計11件）

意見の概要	市の考え方
<p>運転中に車の窓を開けてたばこを吸うことが泉大津市全域で禁止されるという事に他ならないが、そもそも車の中はプライベート空間であり、国の法律でも車の中での喫煙は認められている。泉大津</p>	<p>改正健康増進法の基本的な考え方のひとつに、子どもや患者等は受動喫煙による健康被害が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や屋外について、受動喫煙対策を一層徹底すること</p>

<p>は私的な空間にまで条例で制限をかける ということの重大さを理解しているの か。車の中は窓を開ける開けないに関わ らず、喫煙できる自由が保障されるべき であり、本定義から車内の定義を削除い ただきたい。</p>	<p>とされております。</p> <p>泉大津駅前ロータリーは、多くの学校が 送迎バスの発着駅として利用しているこ ととあわせて、泉大津駅周辺の商業施設に は、市立図書館等があり、多くの子どもが 集まる場所であるため、車外へ煙がもれる ような喫煙を規制したいと考えておりま す。</p>
--	---

第2条（定義）「子ども」関係（市内1件、市外1件 計2件）

意見の概要	市の考え方
<p>「児童虐待の防止に関する法律」とあ るが、この定義だと喫煙者＝子どもを虐 待していると捉えられかねない。たばこ は法律で認められており、そのたばこ税 は市民や子どもの生活のためにも活用さ れている。</p> <p>市民に、喫煙者＝子ども虐待を行って いるという先入観を植え付ける事にな り、そのような危険な思想を市主導で行 われることは非常に恐ろしい。よって、 この定義付けには反対である。</p>	<p>本条例（素案）では、子どもについて、 喫煙による健康・身体への影響が大きく、 自らの意思で受動喫煙を避けることが特 に困難であるため保護の対象として、「児 童虐待の防止等に関する法律」を引用して おります。</p> <p>また、大阪府こどもの受動喫煙防止条例 においてもこのように規定されておりま す。</p>

第3条（市の責務）関係（市内1件、市外2件、不明1件、事業者4件 計8件）

意見の概要	市の考え方
<p>喫煙者は市税を通じて市に貢献している市民である。市民の健康を守ることは重要ですが、喫煙者の権利やニーズにも配慮し、バランスの取れた条例を策定することが望ましい。公共の喫煙場所の充足を進めることで、喫煙者と非喫煙者の双方にとって快適な環境を整えることが可能である。</p>	<p>喫煙場所の整備については、路上喫煙禁止区域の指定後の周辺への影響等を踏まえ、判断してまいります。</p> <p>なお、路上喫煙禁止区域（予定）内に、商業施設により設置している屋外型の喫煙所につきましては、協議の上、商業施設内にブース型の喫煙所として再整備を行う予定です。</p>

第4条（市民等の責務）関係（市内2件）

意見の概要	市の考え方
<p>「市民等は、路上喫煙をしないように努めなければならない」という条文に反対します。削除を要望します。合法的な商品であるたばこを吸う権利があるにも関わらず市全域に努力義務を科すとは乱暴です。人口が密集する状況での歩きたばこというのであればまだ理解できます。市は喫煙者を排除したいのですか。市全域で努力義務を科すのであれば喫煙者が納めているたばこ税で市全域に等間隔で喫煙所を作ってください。喫煙所を作っても課題が出てきたというのであればまだ分かりますが、市民に対し行動制限ば</p>	<p>本条例（素案）の趣旨につきましては、喫煙行為自体を否定するものではなく、一定の喫煙マナーにより、喫煙をする人としていない人がお互いに心地よく安全かつ安心で健康な生活を送っていただくことが重要だと考えております。</p>

<p>かり強い市に不信感を覚える。喫煙所を等間隔に作ることができないのであれば削除すべき。</p>	
---	--

第6条（路上喫煙禁止区域の指定）関係（市内1件）

意見の概要	市の考え方
<p>泉大津駅前だけではなく、市内の小中学校周辺、認定こども園周辺も設定してほしい。特に就学前の子どもと通園時に信号待ちなどで、前にいる人が歩きタバコをしていると、煙が後に流れてきて、また、子どもの顔の高さあたりに灰がとんできたりして、すごく嫌です。子どもをタバコの煙から守ってほしい。</p>	<p>本条例（素案）の趣旨につきましては、喫煙行為自体を否定するものではなく、一定の喫煙マナーにより、喫煙をする人としていない人がお互いに心地よく安全かつ安心で健康な生活を送っていただくことが重要だと考えております。</p> <p>そのため、新たに路上喫煙禁止区域の指定を行う場合は、十分な検証を行った上で、行ってまいりたいと考えております。</p>

第8条（路上喫煙の禁止）関係（市内2件、市外2件、不明1件 計5件）

意見の概要	市の考え方
<p>「市民等は、子どもの周囲においては、路上喫煙をしてはならない」について、義務ではなく努力義務にすべきと考える。こどもの周辺で喫煙をしないよう大人の自覚があって初めて実現できるものとする。喫煙者個人の行動によるところが大きいため、大人への普及啓発が何より大切と考える。市民から違反者</p>	<p>ご指摘を踏まえ、義務ではなく努力義務とすべきかどうか、義務とした場合、違反者に対する指導等、条例の実効性をどのように確保していくかなど、再度検討してまいりたいと考えております。</p>

<p>が出てしまうことより、意識改革を主とするため「路上喫煙をしないよう努めなければならない」とした上で、普及啓発を主軸とすることでこの条例の目的がはじめて達成できると考える。市の普及啓発に期待したい。</p>	
---	--

第9条（指導）関係（市内1件）

意見の概要	市の考え方
<p>路上喫煙の防止に関する条例では、先進的な東京都の各区の条例を参考にすべきである。例えば、東京都千代田区では、路上禁煙地区での喫煙には2,000円の過料処分が課せられる。関係機関と区が合同でパトロールを定期的に行っており、令和5年度では、5,687人が過料処分となっている。条例の厳しさは、そのまま住民のモラル向上、街の美化に反映している。市では、反則金は厳しすぎるという意見もあると思われるが、東京都並みの過料処分を含む条例がなければ、路上喫煙は無くならない。注意喚起だけでなく罰則規定によってはじめて効果が出る。</p>	<p>本条例（素案）の趣旨につきましては、喫煙行為自体を否定するものではなく、一定の喫煙マナーにより、喫煙をする人としていない人がお互いに心地よく安全かつ安心で健康な生活を送っていただくことが重要だと考えております。</p> <p>そのため、罰則規定を設ける予定はございませんが、市ホームページ・広報紙等への掲載、啓発チラシの配布等により、条例の周知・啓発を図ってまいります。</p>

その他（市内6件、市外2件、不明1件 計9件）

意見の概要	市の考え方
<p>海外から来られた方が、日本の街は綺麗と言う話を聞きますが、自治会で実施する掃除の際、何処が綺麗と恥ずかしくなる状態です。早く条例を制定して、少しでも早く綺麗な街になるよう心がけましょう。大賛成です。</p>	<p>市民の皆様からいただきました左記のご意見につきましては、今後の市の路上喫煙の防止に関する施策の実施にあたり、ご参考とさせていただきます。</p>
<p>条例など制定する必要があるのか。家庭内で喫煙されている方は、子どもに対しての配慮は、適切でしょうか。一人一人のマナーが大切で条例を制定する必要はない。タバコだけではなく、ゴミのポイ捨て等も必要となる。全て個人の責任で実践すれば良いのでは。喫煙者の自覚の問題と責任では。</p>	

6. 条例（案）への反映方針

修正理由

条例（素案）8条の2項の規定により、子どもの周囲においては市内全域で路上喫煙を禁止としています。

路上喫煙には、窓を閉めずに車内喫煙をしている車両も含まれるため、規定により、窓を開けたまま車内で喫煙している者に対し、指導を行うことができることとなりますが、違反者に対する指導方法を検討した結果、実行性の確保が困難であるとの結論に至りました。

そのため、8条の2項を削除し、4条に子どもの周囲に関する規定を設ける変更を行っ

ております。

なお、パブリックコメントでは、路上喫煙の定義から車内に関する規定の削除を求める意見がありましたが、泉大津駅周辺は、子どもが多く集まる場所であることから、原案のままとしました。

修正内容

条例（素案）・修正前	条例（案）・修正後
<p>（市民等の責務）</p> <p>第4条 市民等は、路上喫煙をしないように努めなければならない。</p>	<p>（市民等の責務）</p> <p>第4条 市民等は、子どもの周辺において路上喫煙をしないよう努めなければならない。</p> <p>2 市民等は、他者の迷惑になる路上喫煙をしないよう努めなければならない。</p>
<p>（路上喫煙の禁止）</p> <p>第8条 市民等は、路上喫煙禁止区域内において路上喫煙をしてはならない。ただし、市長が指定する場所においては、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市内全域において市民等は、子どもの周囲において路上喫煙をしてはならない。</p>	<p>（路上喫煙の禁止）</p> <p>第8条 市民等は、路上喫煙禁止区域内において路上喫煙をしてはならない。ただし、市長が指定する場所においては、この限りでない。</p>